

## 1. 目的

世田谷区公共基準点付近の工事（測量標を一時撤去、再設置する工事を含む）に伴う当該公共基準点の効用への影響を確認するための作業を効用確認測量と称する。

## 2. 使用機器

世田谷区公共測量作業規程第35条（機器）によること。

## 3. 作業責任者

原則として、測量法第48条に定める測量士とする。

## 4. トラバ一点及び引照点の選点

### （1）放射法（TS）によるトラバ一点（T点）の選点

- ・放射法（TS）に使用するトラバ一点（T2）は、工事影響範囲外に同一方向に偏らないよう選点すること。また、ゼロ方向を示すトラバ一点（T1）も工事影響範囲外に選点すること。
- ・T1～T2までの距離は当該公共基準点～T2までの距離の4倍を標準とすること。
- ・やむを得ず民有地に選点しペイント等を付ける場合は地権者の承諾を得ること。
- ・やむを得ない場合を除き、道路上に鉋や刻み等を新しく設置することは避けること。

### （2）引照法による引照点（S点）及び任意方位標等の選点

#### ①引照点（S点）の選点

- ・最低4点以上とし、工事影響範囲外の不動構造物に選点すること。
- ・同一方向に偏らないよう平均的に選点すること。
- ・やむを得ず民有地に選点しペイント等を付ける場合は地権者の承諾を得ること。
- ・やむを得ない場合を除き、道路上に鉋や刻み等を新しく設置することは避けること。
- ・当該基準点～各引照点（S点）との距離は、5m程度を目安とすること。

#### ②任意方位標等の選点

任意方位標等を2箇所以上選点し、そのいずれかをゼロ方向を示す引照点として選点する。なお、任意方位標を2箇所以上選点できない場合はせたがやiMap等により、当該公共基準点に隣接する公共基準点を確認し、そのいずれかを選点する。

## 5. 観測方法等

### （1）放射法

放射法用トラバ一点（T2）にTSを整置し、トラバ一点（T1）をゼロ方向として、当該基準点までの水平角と水平距離を測定する。

## (2) 引照法

- ・当該公共基準点～各引照点（S）までの水平距離を測定する。
- ・任意方位標（任意方位標を2箇所以上選点できない場合は隣接する公共基準点）をゼロ方向として、各引照点（S）～当該公共基準点の水平角を測定する。

## (3) 観測回数と許容誤差

区分	観測回数	許容誤差
水平角	2対回	倍角差30"以内、観測差20"以内
高度角	1対回	高度定数の較差30"以内
測距	2セット	セット内の較差20mm以内、 セット間の較差20mm以内

## (4) 合否判定

工事等の着工前と完了後で比較するものとし、次の許容範囲により合否を判定する

区分	許容範囲	摘要
水平角	20"以内	施工前と施工後の比較
水平距離	2mm以内	施工前と施工後の比較

※1 引照点成果表は別紙を参考とすること。

※2 角度読定単位は1"～5"とする。

## 6. 引照点成果表の作成

別紙「引照点成果表（記入例）」を参照すること。

附 則（令和6年3月8日5世道管第988号）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月24日6世道管第105号）

この基準は、令和6年4月24日から施行する。

附 則（令和8年6月5日8世道管第206号）

この基準は、令和8年7月1日から施行する。